

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例および滋賀県立スポーツ会館
の設置および管理に関する条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

滋賀県立体育館および滋賀県立スポーツ会館の機能を滋賀アリーナに移行し、令和7年度末に滋賀県立体育館および滋賀県立スポーツ会館を廃止するため、滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例(昭和45年滋賀県条例第57号)および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例(昭和59年滋賀県条例第33号)を廃止しようとするものです。

2 概要

- (1) 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例を廃止することとします。
- (2) この条例は、令和8年4月1日から施行することとします。